

まんのう町社会福祉協議会公用車貸出に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まんのう町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する公用車を町内の福祉団体等に貸し出すことにより、自力で移動が困難な者（以下「移送対象者」という。）の日常生活における外出支援や社会参加を促進し、住民活動の活性化と地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(貸出車両)

第2条 貸し出しをする公用車(以下「貸出車両」という。)は次のとおりとする。
ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) スズキ ワゴンR

(団体の利用条件)

第3条 貸出車両は、本会の業務に支障のない範囲において、別表1に定める団体(以下「団体」という。)の活動に利用する場合に貸し出すことができる。

- 2 運行可能区域はまんのう町内とする。

(運転者の条件)

第4条 貸出車両を運転する者(以下「運転者」という。)は次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 事前に申請し、許可を受けた者
- (2) 過去3年以内に違反により免許停止の処分を受けていない者
- (3) 過去3年以内に人身事故を起こしていない者
- (4) 免許取得後5年以上の経験を有する者

(移送対象者の条件)

第5条 移送対象者はまんのう町内に居住する者で、団体が実施する活動に参加する者とする。

(利用料等)

第6条 移送対象者の利用料は片道100円とする。

- 2 団体は移送対象者から利用料を徴収し、本会からの請求により納付するものとする。

(貸出の申請)

第7条 貸出車両の貸し出しを受けようとする場合は、原則として使用予定日の1週間前までに所定の申請書を本会に提出するものとする。

2 次年度の申請受付は、3月1日より行うものとする。

(貸出期間)

第8条 貸し出しの期間は、1回の申請につき1日以内とする。

2 貸出車両の貸し出し及び返却の手続きは、原則として本会の業務時間内とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、必要最小限度の範囲でその期間を決めることができる。

(貸出車両の返却)

第9条 運転者は、車内の清掃を行ったうえ、本会所定の駐車場に返却するものとする。

2 運転者は返却時、所定の運行日誌を本会に提出するものとする。

(転貸の禁止)

第10条 貸し出しの許可を受けた団体は、いかなる場合も転貸してはならない。

(安全運転の義務)

第11条 運転者は、交通関係法令を遵守し、安全な運転に努めなければならない。

2 運転者は、運転時間前12時間は飲酒をしてはならない。

3 運転者は、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認を行わなくてはならない。

(貸出の取消)

第12条 次に該当する場合は、貸し出しの許可を取り消すことができる。

- (1) 急を要する本会業務が発生した場合
- (2) 貸出車両が故障した場合
- (3) 豪雨・雪など悪天候が予想される場合
- (4) 虚偽の申請をした場合
- (5) その他、特別の事情がある場合

(事故の処理)

第13条 貸出車両の運転により人の死傷若しくは物の損壊を伴う事故が発生し

た場合は、ただちに次の措置を取らなければならない。

- (1) 負傷者がいる場合は、適切な救護に努めること
- (2) 速やかに警察に通報、あるいは届け出すこと
- (3) 本会事務局に連絡し、その指示を受けること

2 人の死傷、物の損壊を伴わない自損事故が発生した場合は、速やかに本会事務局に連絡し、その指示を受けなければならない。

(事故の賠償)

第14条 事故により運転者が損害賠償責任を負った場合、本会は、当該貸出車両が加入している自動車損害賠償責任保険及び任意自動車保険の保険金給付額の範囲内で補償する。

2 事故により保険を利用し保険料が引き上げられた場合、本会は、その引き上げられた保険料の全額若しくは一部を団体に対し請求することができる。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

団体名	琴南地域福祉推進委員会
	満濃地域福祉推進委員会
	仲南地域福祉推進委員会
	まんのう町社会福祉協議会長炭支部
	まんのう町社会福祉協議会吉野支部
	まんのう町社会福祉協議会神野支部
	まんのう町社会福祉協議会四条支部
	まんのう町社会福祉協議会高篠支部
	その他、会長が特に認めた団体